

介護保険負担限度額認定について

1、介護保険負担限度額認定とは

介護保険施設(介護保険老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)への入所やショートステイを利用する場合、食費・居住費(部屋代)は本人負担が原則です。ただし、所得の低い方については、負担が軽減されるよう、食費・居住費の負担の限度額が設けられています。

2、軽減を受ける条件

- ①世帯全員の住民税が非課税であること
(配偶者が別世帯にいる場合は、配偶者も非課税であること)
- ②預貯金等の資産が下記の要件を満たしていること

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件	
		単身	夫婦
第1段階	●老齢福祉年金を受給している方 ●生活保護受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	●前年の年金収入額(非課税年金を含む)、その他の合計所得金額の合計が年間で80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	●前年の年金収入額(非課税年金を含む)、その他の合計所得金額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	●前年の年金収入額(非課税年金を含む)、その他の合計所得金額の合計が年間で120万円超の方	500万円以下	1,500万円以下

3、食費・居住費(部屋代)の限度額(令和6年8月から居住費の負担限度額が変わります)

利用者負担段階	居住費(部屋代)					食費の限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	施設サービス	短期入所
			特養	特養以外			
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②						1,360円	1,300円

4、申請に必要なもの

- ①介護保険負担限度額認定申請書
※裏面の同意書にも必ず記入をしてください。
- ②ご本人(配偶者がいる方はお二人分)の名義になっている全ての通帳
※2か月以内に記帳をしたものでお願いいたします。
※写しでも可能ですが、口座番号が分かるページと最終残高が分かるページが必要です。
- ③銀行への預金の他に対象の資産(有価証券など)がある場合は、明細がわかるもの
- ④本人のマイナンバーカード、申請者(窓口に来る方)の本人確認書類
※郵送での申請の場合は、マイナンバーの記入は不要ですが、申請者の本人確認書類の写しを同封してください。(申請書下部の申請者氏名の欄にも記入をお願いいたします。)

よくあるご質問

質問1 なぜ預貯金の額まで申告しなくてはならないのですか？

所得の低い方・預貯金が一定額ない方でも、介護のサービスを制限せずに利用できるようなするための制度ですので、ご理解下さい。

質問2 負担限度額認定を受けない場合、負担額はどのくらいになりますか？

食費・居住費を自己負担した場合の目安 ※施設により異なります
【食費】1,445円 【居住費(多床室利用の場合)】915円

質問3 長期別居していても、配偶者の同意書・通帳が必要ですか？

戸籍上婚姻関係があれば、基本的に必要です。

質問4 今は預貯金の基準額を超えていますが、自己負担が増えると預貯金額も減る見込みです。その場合はどのようにになりますか？

残高が基準より下回った段階で申請していただければ、その月から認定を出すことが可能です。なお、認定は申請月の初日までしか遡りませんので、ご注意ください。

質問5 預貯金等の資産とは、どのようなものですか？どのように確認しますか？

対象になる資産と確認方法については、以下の通りです。

資産の種類	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写しの提出または通帳原本の提示
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行等の口座残高の写し
金・銀など、購入先の口座残高により、時価評価額が容易に確認できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金	自己申告
負債(借入金・ローン)	借用証書など

質問6 負担限度額認定の期限はありますか？

負担限度額認定の期限は、申請月にかかわらず毎年7月31日までとなります。毎年更新が必要です。認定をお持ちの方には、認定が切れる前に更新の書類をお送りしています。(毎年6月頃)お手元に書類が届きましたら、必ず確認をお願いいたします。



【お問合せ先】

秩父市役所 高齢者介護課 介護保険担当

☎0494-25-5205